

平成27年度

第3回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成27年12月21日（月） 午後1時30分～午後3時30分

場 所 佐久市保健センター 2階 集団指導室

出席委員 16名

公益を代表する委員 5名
保険医等を代表する委員 4名
被保険者を代表する委員 5名
被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 4名

事務局 9名

1 開 会

2 市民健康部長あいさつ

3 会長あいさつ

協議会成立の報告

会議公開の承認等

4 議事録署名委員の指名

花岡 幹郎 委員、中沢 ふくえ 委員

5 協議事項

(会 長)

会議次第「5 協議事項」(1) 佐久市国民健康保険の財政対策について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料NO.1 「佐久市国民健康保険運営協議会会議資料」について説明

○佐久市国民健康保険財政の今後の見込み (資料1 ページ)

- ・平成28年度から10年間を税率改定なしで推計
- ・歳入について10年後には約11億の増額となる見込み
- ・歳出について10年後には約21億の増額となる見込み
- ・単年度収支額について平成28年度には約3億8千万円、10年後には約14億円の不足が出る見込み

○佐久市国保財政の単年度収支の実績と推計 (資料2 ページ)

- ・平成26年度には約4億8千万の不足に対し、基金等を充当し、約1億3千万の繰上充用を行った
- ・10年間の累積として平成37年度には約100億円不足する見込み

○佐久市国民健康保険被保険者数の推計 (資料3 ページ)

- ・65歳未満の加入者については、人口同様、減少傾向となる見込み
- ・前期高齢者については、平成33年度までは増える見込み
- ・退職被保険者は制度が平成30年度で終了するため以降は0となる見込み
- ・被保険者全体としても65歳未満の加入者減少の影響を受け、減少する見込み

- 年度別被保険者一人当たりの保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の推計
 - ・平成 26 年度については、7.4%と大幅な伸びとなっている（資料 4 ページ）
 - ・平成 37 年度には平成 27 年度と比較し、金額にして約 10 万円、率にして約 38%伸びる見込み

- 年度別保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の推計（資料 5 ページ）
 - ・平成 26 年度は一人当たりの保険給付費同様大きく伸びている
 - ・平成 33 年度からは前期高齢者の減少に伴い、伸び率も抑えられる見込み
 - ・平成 37 年度には平成 27 年度との比較で、金額にして約 13 億円、率にして約 18.9%の増となる見込み

- 各年度の不足額への対応例（仮定による試算）（資料 6 ページ）
 - ・平成 28 年度以降への対応例として、㊲全額を借入、㊱全額を基準外の繰入、㊳全額を税率見直しのパターンを例示
 - ・事務局としては、㊳の税率の見直しを中心に、一般会計からの基準外の繰入と、借入を組み合わせるにより平成 27 年度の決算見込みへの対応を含め、将来にわたっての佐久市国保財政への対応を考えている

- ㊳全額を税率見直しによる対応とした場合の税率見直し等検討資料（資料 7 ページ）
 - ・ケース 1 として平成 28、30 年度に税率改定を実施し、以降 1 年おきに実施、ケース 2 として平成 29、30 年度に税率改定を実施し、以降 1 年おきに実施。の 2 パターンを例示

- 県下 19 市 平成 27 年度国民健康保険税（料）率の状況（参考資料）（資料 8 ページ）

（会 長）

ご質問あるいはご意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。

（委 員）

3 月議会に来年度予算も含めての一定の方向性が提案されると聞いた。
今日の協議会で結論を出すということか。

（事務局）

本日提示した資料は長いスパンでの対応を念頭においている。

基本的には税率改定をしなければならない状況にあるが、まずは、今までにはなかった一般会計からの繰入を考えている。

資料 7 ページで提示した、ケース 1 とケース 2 を比較したときに全体で見ると大きな差がない状況になっている。

まずは、基準外の繰入について順位づけをしないと、いくら不足するのか、推計により出た金額に対して税率改定の必要な額がいくらになるのかということが基準外の繰入の金額により大きく変わると考えている。

平成 27 年度においては、基準外の繰入の基準作りと財政再建計画を最優先したいと考えている。

その基準により、平成 27 年度の最終的な予算と、平成 28 年度の当初予算に生かしていきたいと考えている。

まずは、基準外の繰入を行うための基準を協議会の皆様からの意見もいただきながら作成し、その基準に基づいた予算案を 3 月議会に提出していきたいと考えている。

(委 員)

基準外とはどういうことを意味するのか

(事務局)

一般会計の繰入については、ルール分とルール外の部分がある。

ルール分については、全国的に一定の繰出基準が定められている。

1 つ目として、定められた経費に対して繰入できるものがある。

2 つ目として、地方交付税として国から交付されている分の中で繰入できるものがある。

基準外というのは、このような基準を超えた、ルール外の繰入のことをいう。

<補足>ルール分の例として、低所得者軽減に対する軽減分の繰入、いわゆる保険基盤安定という繰入があたる。

ルール外の例として、単なる赤字や足りない経費に対する繰入があたる。

(会 長)

他にありますか。

(委 員)

今年の 12 月議会にて国保税 16.8% の大幅な値上げを決定した。

市議会からも修正案が出され、激論の末、14 対 13 の 1 票差で原案が可決された。

先日の社会委員会においても国保問題について熱心な討論がされていた。

12 月議会に提出した補正予算について、平成 26 年の決算において 1 億 3 千万の繰上充用をした。

補正予算の中で、平成 27 年の不納欠損がいくらになっているのか。これが計上されていないと来年の議会での処理を行うことになると思う。繰越金も基金もない状況の中で、この問題を協議会で検討する必要があると思う。

(事務局)

平成 27 年度の不納欠損の数字は今の段階では出ていない。

(委員)

100%の収納率であれば問題ないが、そうでない状況で、また来年の補正予算で出すのか。

(事務局)

国保税の不納欠損については、納めていただくことのできない税に対して最終的に資産等もないときに執行停止を行い、不納欠損処理を行っている。

(事務局)

現在、今年度の不納欠損の正確な数字は出ていないが、推計上では5千万円程度を見込んでいる。

(委員)

昨年値上げをするときに収納率は93%と説明している。

それに基づいてこれだけの値上げが必要だと説明をされた。

ここでいう7%は5千万程度でいいのか。

26年の専決では6千何百万、その前は1億1千万。そうすると不納欠損についてあまりに低く見積もっているのではないか。

(事務局)

税の収納については、現年度分と滞納繰越分の2つがある。

93%という数字は現年度分に対しての収納率。

滞納繰越分は過年度に収納できず残ったもの。

不納欠損処理を行うのは、基本的には滞納繰越分に係るものの内の一部。

不納欠損分がいくらかというのは、滞納繰越分の中の一部と考えてよいかと思う。

(委員)

来年の議会で不納欠損が多かったことによる補正をするようでは困る。

この点については、十分検討していただきたい。

8月26日に配布された資料で、8ページに後期高齢者支援金の状況が、9ページには介護納付金の状況がある。

平成26年分の後期高齢者支援金の歳入が17億3千5百万、歳出は13億7千4百万とある。

平成25年度の決算では、後期高齢者支援金の必要額は13億5千万に対し、国保税の負担金として、2分の1の6億8千万円が必要であるところ5億4千万しか確保できていないとなっている。

平成27年度の後期高齢者支援の財政確保はいくらなのか。

介護保険について平成26年度支出が6億円に対し、歳入は4億8千万円で1億2千万円不足になっている。

この2つを足すと3億近い金額になり、不納欠損を足すと3億を超える金額になる。
赤字の大部分がここに該当するのではないか。

後期高齢者支援の国保税について私どもは100%納めているが、そこに対して不足が生じている。

医療費が増えているので値上げしなければならないというのは理由が違うのではないかと思う。

国保に加入している人が介護保険料を支払っているが、国保会計としては、歳入以上に歳出がある。

これが値上げの原因ということになると2重にも3重にも払うようになると思うが。

(事務局)

介護納付金とは、介護保険料として、40歳から64歳の方が納めるもの。

介護納付金については、税が足りている状況ではない昨年の税率改定時以降、不足を補うよう、順次改定していく予定となっているが、現在5千8百万ほど不足している。

これは、全体の配分の中で修正していかなければならない状況。

後期高齢者支援金については、全被保険者が納めるもの。

これは、財源超過となっているが、超過した分については、医療費分にまわしている。

(事務局)

国民健康保険税の中には医療分と介護分と、後期高齢者支援分の3つの要素がある。

国や県の補助金等それぞれに充当すべき金額を充当し、税等を含め、100%としているが、介護納付金については、国保の税だけでまかないきれしていない状況が過去から続いている。

平成27年度の税率改定の時に是正しようとしたが、額が大きすぎたため一部是正をし、残りは今後の税率改定の中で見直していくこととした。

不足分については、他の収入とのやりくりの中で補っている。

請求のあった額のみ支払をしている。

不足している介護分について国保加入者が余分に負担をしている面もあるが、これは今後調整していくところであり、不足額が赤字の原因になっているということではない。

トータルで見ると大きな伸びがある療養給付費にあるという状況。

(委員)

赤字の一部分にはこれも含まれているということではないか。

(事務局)

一部にはなるかと思うが、全てこれが原因ではないということ。

(委員)

赤字の原因をはっきりさせ、今の実態について把握しないと解決にならないのではないか。

(会 長)

赤字となっている原因は給付費の伸びであると理解している。
他の委員の皆さまどうでしょうか。

(委 員)

医療センターができる前は一人あたりの医療費は3万8千円くらい。
医療センターができて7万8千円くらいに跳ね上がった。
この状況の中で何が大きな原因かと考えると療養給付費の伸びと考える。

10年間で7割の税額アップとなった時に市民が耐えられるのか、繰入金に対して市の財政が耐えられるかということを考える。先立つものがない以上、議論をすることよりもこの状況をどうするかと考えなければならないと思う。

(会 長)

5ページまでの資料の中で何かある方はいますか。

(委 員)

基本的には過去より赤字であり、平成27年度に3億近くあげたが、そこでの推計が違っていたということが実態であると思う。

基金も繰越金もないので、2年ごとの見直しを行っていかないと大きな赤字幅になってしまうのではないかと。

(会 長)

6ページの資料に基づいて今後の方向性についてご意見ありますか。

(委 員)

この会議で一番必要としているのは6ページのことだと思う。

㊦の全額借入は利息を返していだけで追いつかないと思う。

㊧の全額一般会計からの繰入は市の他の事業に影響が出ると思う。

結局㊦になると思うが、今年度中に税をあげることは無理だと思う。

今年度中は今後の方向性を決め、平成28年度中にここで税率をあげる議論をしたらどうかと思う。

(会 長)

間違えた理解にならないように、利息についてはどう理解したらよいか。

(事務局)

このシュミレーションでは、元金のみ返済で考えている。

利息については、今後一般会計との協定次第にはなるが、現時点でのシュミレーションに

は利息を入れていない。

(会 長)

7ページの資料には、ケース1、ケース2とあるが、何かご意見ありますか。

(委 員)

消費税の増税問題について、今年の4月から消費税が増税になったが、消費税の増税分については社会保障4経費にあてるとなっている。消費税収入に係る地方交付税については、社会保障4経費を含む社会保障施策に係る経費にあてるとなっている。

佐久市の消費税はどのような状況になっているか。

平成25年度の予算が8億4千8百万、決算が9億7千5百万、自然増収が1億2千7百万となっている。

平成26年度の最終専決決算をみると、予算が10億、決算が11億9千万となっている。

佐久市の予算では、平成23年度の地方消費税交付金が1億5千5百万、平成24年度で1億5千6百万、平成25年度で1億2千7百万、平成26年度で1億9千万。

相対的な計算のうえでの結果、平成26年度の一般会計の基金が10億ほど増えている。

地方消費税として増税された部分については、社会保障の経費にあてるべきと考えるが、消費税の収入が一般会計に全額入っている。

特別会計には入っていないので、これを一般会計から繰り入れてもらうべきと考える。

消費税の増税で佐久市への交付金が2億円程度増えているので、このようにできると考えるが。

(事務局)

地方消費税交付金については、基準財政需要額と収入額の差額が交付税として交付される。以前は消費税分として基準財政需要額に算入されるときに75%として算入されていた。

増税に係る地方消費税交付金については、100%基準収入額に算入されることとなっている。交付税算定上、実入りが無い状況になっている。

ただ、地方消費税交付金で社会保障4法に充当しなければならないので、一般会計からの繰入金に充当されている。

(委 員)

平成26年度の決算からみると地方交付税も4億7千万増えている。

市の予算全体をみたときに予算を超えた歳入がある。

これを国保会計にまわすことはできないのか。

(事務局)

平成26年度の決算では、地方消費税交付金が11億9千万円となっている。

5%から8%になった時の消費税増税分の3%は社会保障にあてなければならないとされ

ている。

社会保障 4 法の中には色々な社会保障がある。
国保のみに充当することは不可能であると考えている。

(委 員)

ケース 1 にしてもケース 2 にしても税率が 70% 増える。
30 万の保険料が 10 年後には 50 万の保険料になる。恐ろしい数字と考えている。
ジェネリック使用率を 60% から 80% にするとか、収納対策を行うとか、行政で努力できるところがあると思う。
市全体では 2 億、3 億くらい出るのではないかと思う。
赤字を埋める手段を行政でも考えてもらいたい。
70% あがることに対しては単純に賛成できない。
市民も理解していないと思う。市民にも説明をしていかなければならないと思う。

(委 員)

資料では、保険税が 10 年後には 2 億 8 千万の減収になるとなっている。
保険給付費は 12 億円の増となっている。
そういった中で不足についてどうするか。
周辺市町村のうち上田市は、22 年に税率改定をしている。小諸市は平成 27 年度に 12.3% の改定になっている。
小諸市、東御市の財政についてはどうなのか。
国保の財政の赤字については、ただ借入、繰入のみでは理由が見つからないので、国保の被保険者にも負担していただきながら、繰入をお願いする方法で、どの程度がいいかを検討していく必要があると考える。

(事務局)

小諸市も厳しい状況であるとのこと。小諸市は 27 年度から新税率を採用している。医療費分以外のところで改定をしていると聞いている。
立科、佐久穂、御代田等の近隣についても厳しいと聞いている。
東御市は基金に余裕があるようだが、ゆくゆくは佐久市と同じ状況になるのではないかとのこと。
この問題については長野県に限らず全国的なものだと考えている。

(委 員)

一般会計からの繰入には人件費等も入っているのか。

(事務局)

基盤安定の繰入の他に職員の給与については全額繰入れていただいている。

事務費についても繰入れている。
その他にも特定健診等の保健事業に関する繰入がある。

(委 員)

近隣市町村の基準外の繰入の状況は。

(事務局)

平成 27 年度の予算書からみると 12 市が基準外の繰入を予算計上している。

(会 長)

今後の方向性としては、資料 6 ページの㊸の方向でよろしいでしょうか。
続いて資料 7 ページについて意見はありますか。

(委 員)

ケース 1 の平成 28 年度実施には間に合うのか。

(事務局)

事務処理上は不可能ではない。

ただし、期間が短いので十分な検討、説明の時間が確保できない。

税率を決定するためには協議会に諮問をし、答申をしていただくことになる。

何回か会議を開催した後、2 月の下旬頃には答申をしていただかないと間に合わない。

また、一般会計からの基準外の繰入に関するルール作りも行う必要があり、非常に厳しいスケジュールとなる。

そこで、事務局案としては、今年度一般会計からの基準外の繰入に関するルール作りを行い、平成 27 年度の不足額に対して充当できる額を充当し、不足が生じた場合には、借入金として翌年度の予算にまわすことにより対応し、平成 28 年度の当初予算には基準外の繰入に関するルールを適用していきたい。

平成 28 年度には税率改定のスケジュールをたてて、平成 29 年度から税率改定をしているらどうか。

消費税率の改定もあるので、そのことも視野に入れた改定にしなければならないと考えている。

(会 長)

今後の方向性としては、ケース 2 ということがいかがでしょうか。

(委 員)

平成 30 年度以降 1 年おきに税率改定を実施ということが怖い。

赤字の数字を考えると 10% くらい税率改定をしなければ赤字を解消できないのではない

か。

3億足りなくて16.8%あげたところ5億足りない状況になっている。

市民全体の生活がどうなっていくのかと考える。

できるだけ抑えた税率改定をしてほしいと思うが、どのような見通しなのか。

(事務局)

このシュミレーションにおける税の伸び率は1.7倍となっている。

非常に高い率と認識している。

本来であれば平成27年度に5億6千万の不足が出る見込みである中で一刻も早く解消することが必要と考えるが、被保険者の負担が大きくなるので、すぐに税率を上げるということは難しいと考えている。

一般会計にも頼りながら1年2年の話ではなく、10年くらいの長期による計画を考えている。

(委員)

例えば所得の多い人から多くもらう等、税金の取り方にも方法があると思う。

そういった方法を考える等など、平成28年度は計画を立て、平成29年度から徐々に上げ様子を見ていくことが良いと考える。

(会長)

方向は皆さんケース2で良いと思っているかと思うが、内容について心配の声がある。

色々なご意見をいただきましたが、(1)の議題はケース2ということで検討していくということによろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

続きまして、(2)佐久市ジェネリック医薬品使用促進懇話会(仮称)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料NO.2「佐久市後発医薬品使用促進懇話会規約(案)」について説明

- ・佐久市では、後発医薬品の使用促進について啓発している。
- ・普及のためには、医療関係者、市民の理解が不可欠。
- ・国保運営協議会を母体とした意見交換の場としての懇話会を設立したいと考えている。
- ・協議会にあわせて開催をしていきたい。
- ・座長は、薬剤師会の会長にお願いしたい。

懇話会の設立と座長を薬剤師会の花岡先生とすること2点についてご審議いただきたい。

(会 長)

これについて何か意見ありますか。

(会 長)

特別意見がないようですので、お認めいただいたということでよろしく申し上げます。
2つめの座長を薬剤師会の花岡先生にお願いするということでもよろしいでしょうか。

(会 長)

続きまして「6 その他」に入らせていただきたいと思います。
事務局より何かありますか。

(事務局)

○平成 28 年 1 月 23 日（土）開催予定の「ジェネリック医薬品使用促進講演会」について
告知

(会 長)

他に事務局から事務連絡ありますか。

(事務局)

一般会計からの基準外繰入については、国保加入者以外の方も納得していただくような基準作りを考えている。

次回は1月中旬くらいに協議会を開催したいと考えている。

あわせてジェネリックの懇話会についてもよろしく申し上げます。

(会 長)

以上をもちまして協議事項は終了とさせていただきます。それでは事務局お願いいたします。

7 閉 会

市民健康部長より閉会のあいさつ

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。